

豊橋市屋外広告物条例 第3条		禁止地域等	
1	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区	第一種低層住居専用地域	
		第二種低層住居専用地域	
		第一種中高層住居専用地域	
		第二種中高層住居専用地域	
2	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条若しくは第78条第1項の規定により指定され、又は同法第57条第1項の規定により登録された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された地域	風致地区	今橋・石巻山・赤岩・葦毛・岩屋
		東観音寺多宝塔	小松原町地内
		豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂	八町通三丁目地内
		豊橋市公会堂	八町通二丁目地内
		愛知大学旧本館	町畑町地内
		羽田八幡宮	花田町地内
		湊築島弁天社	湊町地内
		安久美神戸神明社	八町通三丁目地内
		小野田家住宅	高塚町地内
		瓜郷遺跡	瓜郷町地内
		嵩山蛇穴	嵩山町地内
		石巻山石灰岩地植物群落	石巻町地内
		馬越長火塚古墳	石巻本町地内
		葦毛湿原	岩崎町地内
		西駒屋田村家住宅	二川町
		旧多米小学校	多米町
		豊橋市上水道施設下条取水場	下条西町
		豊橋市上水道施設大江川水道橋	牛川町
		豊橋市上水道施設小鷹野浄水場	東小鷹野二丁目
		豊橋市上水道施設多米配水場	多米町
3	愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域	賀茂神社本殿	賀茂町地内
		前芝の燈明台	前芝町地内
		権現山古墳	石巻本町地内
		お葉付公孫樹	船渡町地内
		高師小僧	西幸町地内
4	豊橋市文化財保護条例(昭和31年豊橋市条例第23号)第4条第1項又は第21条第1項の規定により指定された建造物の周囲の地域及び同条例第26条第1項の規定により指定された地域で、市長が指定する区域	豊橋のナガバノイシモチソウ自生地	佐藤町
5	森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林	素盞鳴社	向草間町地内
6	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号)第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域	吉祥山	石巻西川町地内
7	高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間並びに鉄道(新幹線鉄道を除く。)及び軌道の市長が指定する区間	高速自動車国道第一東海自動車道(通称東名高速道路)	市内の全区間
		一般国道1号	市街化調整区域の全区間
		一般国道23号	市街化調整区域の全区間
		一般国道259号	老津町地内一般国道259号との交差点から老津町地内一般国道城下老津線との交差点までを除く市街化調整区域の全区間
		主要地方道豊橋大知波線	市街化調整区域の全区間
		主要地方道東三河環状線	石巻町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内主要地方道東三河環状線との交差点までの市街化調整区域の全区間
		主要地方道豊橋下吉田線	石巻本町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内一般国道362号との交差点までの市街化調整区域の全区間
		市道石巻萩平町140号線	市街化調整区域の全区間
		東海旅客鉄道株式会社 東海道新幹線鉄道	市内の全区間
		東海旅客鉄道株式会社 東海道線東海道本線	市内の全区間
東海旅客鉄道株式会社 東海道線飯田線	市内の全区間		
名古屋鉄道株式会社 名古屋本線	市内の全区間		
豊橋鉄道株式会社 渥美線	市内の全区間		
8	道路、鉄道及び軌道に接続する地域で、市長が指定する区域	高速自動車国道第一東海自動車道(通称東名高速道路)	道路から500m未満までの市街化調整区域の地域
		一般国道1号	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域
		一般国道23号	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域
		一般国道259号	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域
		主要地方道豊橋大知波線	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域
		主要地方道東三河環状線	道路から100m未満までの石巻町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内主要地方道東三河環状線との交差点までの市街化調整区域の地域
		主要地方道豊橋下吉田線	道路から100m未満までの石巻本町地内市街化区域決定境界から石巻本町地内一般国道362号との交差点までの市街化調整区域の地域
		市道石巻萩平町140号線	道路から100m未満までの市街化調整区域の地域
		東海旅客鉄道株式会社 東海道新幹線鉄道	鉄道から500m未満までの市街化調整区域の地域
		東海旅客鉄道株式会社 東海道線東海道本線	鉄道から100m未満までの市街化調整区域の地域
東海旅客鉄道株式会社 東海道線飯田線	鉄道から100m未満までの市街化調整区域の地域		
9	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等で市長が指定する区域	都市計画公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園
		都市計画緑地	向山、赤岩山、高山、岩屋、高師、下地、高塚、向山台、稲荷山、福東、賀茂、忠興
		都市計画墓園	向山墓苑
10	自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第2項の規定により指定された国定公園の区域	三河湾国定公園	伊古部町地内他
11	愛知県立自然公園条例(昭和43年愛知県条例第7号)第4条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域	石巻山多米県立自然公園	石巻町地内他
12	海浜、河川及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域		
13	官公署、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条に規定する各種学校を除く。)、図書館、公会堂、生涯学習センター、校区市民館、博物館及び体育館の敷地	官公署の敷地	
		学校(各種学校を除く)の敷地	
		図書館の敷地	
		公会堂の敷地	
		地区市民館の敷地	
		校区市民館の敷地	
		公民館の敷地	
		博物館の敷地	
体育館の敷地			
14	畜場の敷地並びに古墳及び墓地の敷地で市長が指定するもの	豊橋市斎場	飯村町地内
15	神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域		
16	良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な地域で市長が指定する区域		

※令和8年6月1日に指定予定

※供用開始時に指定予定